

## (2) 賃貸型集合住宅と戸建住宅とで従量料金が異なる場合の消費者等からの照会への対応

### 課題

- LPガス料金は、LPガス販売事業者が任意に設定可能。そのため、まだまだ多くの料金表が存在しているのが実情。基本料金の差異については、エアコン等の設備の設置費用の他、LPガス特有の配送コスト等の反映など一定程度納得のいく説明があるが、従量料金については明確な理由を説明できない事業者も多い。

### 具体的な措置

#### <液石法省令等の一部改正、取引適正化ガイドラインに係るQ&A> (青字部分は昨年12月の改訂部分)

Q3 - (2) - 2.

基本料金・従量料金に賃貸型集合住宅等の建物に付随する設備等の設置費用を含めて請求する以外に、例えば、賃貸型集合住宅と戸建住宅で基本料金・従量料金が異なることは認められないのか。

A. LPガス料金は各社が設定するものであり認められます。ただし、賃貸型集合住宅等の建物に付随する設備等の設置費用以外で基本料金や従量料金の価格が異なる場合には、消費者等からの照会に対し適切に回答する必要があります。

#### <改訂取引適正化ガイドライン> (再掲) (青字部分は本年2月の改訂部分)

3. 液化石油ガス販売事業者が取り組むべき事項

(1) 標準的な料金メニュー等の公表

(標準的な料金メニュー等の) 公表にあたっては、戸建住宅と集合住宅で標準的な料金メニューが異なる場合はそれぞれの標準的な料金メニューを公表する必要があり、従量単価がそれぞれで異なる場合は、消費者等からの照会に対し、適切に回答する必要がある。